

# 学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立城ノ内小学校

令和8年4月

# 龍ヶ崎市立城ノ内小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(「いじめ防止対策推進法」第2条から)

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方にもかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

### (1) いじめを許さない学校づくりのために【未然防止】

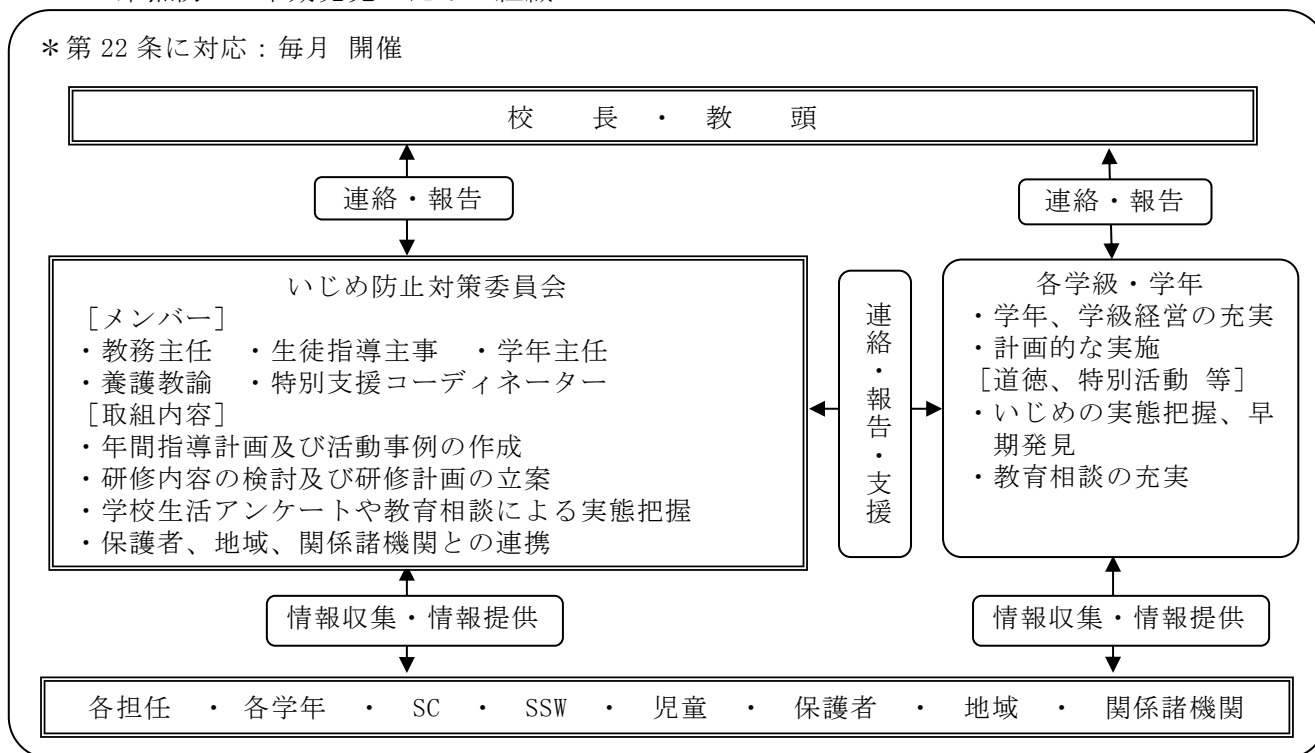
いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものと考え、積極的に認知するとともに、早期対応を行う。かつ、未然防止の教育に努める。特に、課題予防的生徒指導の観点と発達支持的生徒指導の観点の

両面から、全ての児童生徒を対象にした取組を実践する。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織 [平常時]

■ 未然防止・早期発見のための組織 ■



② 児童たちのよさを伸ばす教師のかかわり

児童は意図的あるいは何気なくよい行いをしていることがある。また、役割を果たすために活動していることもある。教師は児童に対し、よさを褒めたり認めたりする機会を多くもつことを心がけ、児童が自分のよさに気づき、そのよさをさらに伸ばしていけるようにする。また、教師同士で児童のよい話題を共有して児童に伝え、児童同士も互いのよさを発見できる心を育む。

③ 学年・学級経営の充実

学校での生活の基盤は学級である。そこで、仲間づくりを基盤とした楽しい学校づくりを推進する。学級経営を充実させるためには、児童と教師、児童相互が望ましい人間関係を構築しながら、児童一人一人が「自己有用感」、「達成感」や「充実感」が得られるようにしていくことが必要である。そのために、よさを認め合う学年・学級づくりをとおして、人を大切にする児童の育成に努める。また、児童と同じ目線で接し、ともに学びともに活動する「師弟同行」の意識を心がける。

④ 授業における生徒指導

児童の学校生活の多くを占める授業は、児童の人間形成にとって大切な時間である。各教科や特別活動等の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり・集団づくりを目指すために、分かる授業を展開するとともに、自己選択・自己決定できる授業づくりをとおして、主体的に学ぶ児童の育成に努める。さらに、仲間との対話から学び合うことの意義と大切さを実感させ、共感的な人間関係の育成を図る。また、児童一人一人の小さな伸びをきちんととらえると同時に、その伸びを認め励まし、学校が児童にとって安心・安全な場となるように風土の醸成を図っていくことも大切である。

⑤ 児童会（児童委員会）活動の充実

児童会（児童委員会）を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。その中で、児童自らいじめについて考え、行動できる行事を実施。また、望ましい人間関係を構築するための活動として、毎月のあいさつ運動や、なかよし会議 [話し合い活動]、城小スマイルプロジェクト [人権集会] 等を

実施。それらの活動の継続と充実を図る。

⑥ 道徳や体験活動の充実

児童の豊かな心を育成し、心の通う交流の素地を養うことがいじめの防止につながる。本音で語り合い、自己の生き方についての考え自覚を深められるような道徳の授業を工夫する。また、児童の発達段階や特性を考慮し、自覚を深めさせたい道徳的価値を明確にするとともに、体験活動と関連させながら進める。

⑦ 学校行事の充実

スポーツフェスティバルや遠足、宿泊学習、修学旅行、卒業式などの学校行事は、準備の段階から児童を伸ばしたり、励ましたり、褒めたりする機会が多くある。「どの子を、どのような場面で、どのように育てるか。」「この行事で、個人として、集団として、どのような力を身に付けさせたいか。」という意識をもって指導にあたる。また、龍の子人づくり学習（「生きる力」を基盤とした社会参画力の育成のための学習）に系統的・連続的に取り組む。

⑧ 発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導の取組

■ 本校のいじめ防止等に係る「発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導」年間活動計画 ■

月	学校行事等	学校としての取組	児童主体の活動
4	前期始業式 入学式 交通安全教室(1、2年) 全国学力・学習状況調査 PTA 授業参観・総会	◆いじめ防止対策委員会 1 ◆校内生徒指導全体会 1 ・指導方針 ・指導活動計画 ◆学年・学級開きでの人間関係づくり ・健康観察アプリ「シャボテン」をや学校生活アンケート用いた、SOS の発信方法について ・社会的マナーや法律的観点でのルールを学ぶ取組(毎月)	◆あいさつ運動 ◆地区児童会
5	自由参観週間 避難訓練、引き渡し訓練 4年生遠足	◆学校生活アンケート 1	◆あいさつ運動 ◆「えがおの木」運動開始(通年)
6	2年生遠足 6年生薬物乱用防止教室 5年生スマホ安全教室	◆学校生活アンケート 2 教育面談 ◆命の安全教育	◆あいさつ運動 ◆城小スマイルプロジェクト(いじめ防止集会)
7	個別面談	◆学校生活アンケート 3 ◆民生委員児童委員との懇談会 ◆いじめ調査まとめ [第Ⅰ期・市提出] ◆情報通信機器等のルール作り	◆あいさつ運動 ◆地区児童会
8		◆校内生徒指導全体会 2 ・校内研修(SOS の出し方教育) ・情報共有 ・後期の計画、確認	
9	避難訓練 3年生遠足	◆学校生活アンケート 4 ◆いじめ防止対策委員会 2 ◆長期休業明けの人間関係づくり ・社会的マナーや法律的観点でのルールを学ぶ取組の見直し	◆あいさつ運動
10	前期終業式 後期始業式 スポーツフェスティバル 1年生遠足	◆学校生活アンケート 5 ◆ヤングケアラーに関するアンケート	◆あいさつ運動
11	自由参観週間 6年生修学旅行	◆学校生活アンケート 6 教育相談	◆あいさつ運動 ◆保幼小連携交流会
12	5年生宿泊学習 5年生「いのちの授業」	◆学校生活アンケート 7 ◆いじめ調査まとめ [第Ⅱ期・市提出] ◆性的マイノリティへの啓発授業	◆あいさつ運動
1	県学力診断テスト 避難訓練	◆学校生活アンケート 8 ◆いじめ防止対策委員会 3 ◆長期休業明けの人間関係づくり ・社会的マナーや法律的観点でのルールを学ぶ取組の見直し	◆あいさつ運動
2	P T A 授業参観	◆学校生活アンケート 9 教育面談	◆あいさつ運動 ◆城小スマイルプロジェクト(えがおの木を満開にしよう)
3	6年生を送る会 卒業証書授与式 修了式	◆いじめ調査まとめ [第Ⅲ期・市提出] ◆校内生徒指導全体会 3 ・本年度のまとめ ・来年度の計画検討	◆あいさつ運動 ◆地区児童会

## (2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために〔早期発見〕

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校の早期発見に対する取組である。

### ① 教師と児童の普段のかかわり

いじめはどの児童にも起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通して観察を行い、小さな変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないようにする。そのために普段から児童とのふれあいや個別の声かけ、相談等の関わりもち、的確に状況の把握を行う。

### ② 組織での検討

学級担任及び学年主任、養護教諭、龍の子さわやか相談員等を含めた教育相談体制や支援体制を整備する。また、全職員で「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した「平時からの備え」を教職員間で共有し、複数の教職員で観察や支援を行う。

### ③ 学校生活アンケートの実施

健康観察アプリ「シャボテンログ」を活用し、児童の心と体の調子を日々見守るとともに、「話したいボタン」を活用し、迅速な教育相談等につなげる。また、校内における生活アンケートを定期的の実施し、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめだけでなく学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

### ④ 教育相談の充実

日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。生活アンケート実施後、6月、11月、2月については、児童一人一人と面談を行い、児童の生活の様子をより詳しく把握する。また、面談では自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等も確認する。6月、11月、2月以外の月の生活アンケート後は、気になる回答をしている児童に対して個別に教育相談を実施する。その他、生活アンケートの実施に限らず、児童の様子が気になる際には、積極的に個別の教育相談を実施する。

### ⑤ いじめ防止に向けた保護者へのはたらきかけ及び家庭や地域との連携

学校ホームページ等を活用したり、学年懇談会や新入生保護者説明会等でいじめ認知について説明を実施したりすることで「いじめは絶対に許せないこと」や「いじめ認知の理解」を全保護者や地域に積極的に周知し、いじめ根絶のために互いに連携を密にしながら取り組んでいくことに理解を求める。

### ⑥ いじめの相談窓口・通報窓口について

各教育事務所に開設されている「いじめ体罰解消サポートセンター」や県教育委員会の「子どもホットライン」、「いばらき子ども SNS 相談」、茨城教育研修センターの「子どもの教育相談」等、いじめに関する相談や情報提供の窓口や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの利用法も全児童、保護者に周知する。さらに、一人一台端末を長期休業中や休日等に家庭に持ち帰る機会も増えるため、学校外からも一人一台端末を使って、健康観察アプリ「シャボテンログ」の「話したいボタン」を利用したり、「いばらき子ども SNS 相談」を利用したりできるように、具体的にその方法を説明する機会を設ける。

### ⑦ 関係諸機関との連携

所轄警察及び市教育センター、こども家庭課と児童の情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話合いの機会をもつ。また、警察からのチラシ等も配布する。

⑧ いじめ問題に対する研修の充実

ア いじめ関係法規等の理解やいじめ対応法、カウンセリング演習等の実践的な内容の研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた技能の習得、向上を図る。

イ 事例研究を通して具体的な対応方法について理解を深め、いじめ対応の実践力の向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識の徹底を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境や児童が利用するSNSやネットゲーム等に関する情報収集や研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

⑨ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

インターネットを通して行われるいじめは発見しにくいいため、児童や保護者から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育も推進する。また、携帯電話の安全な利用法や危険への対処法なども警察に講師の派遣を依頼し「スマホ安全教室」等を行い、児童の理解を深める。

児童がインターネット上に不適切な書き込みを行った場合、被害の拡大を避けるため削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。また、児童ポルノ関連のいじめ等は被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

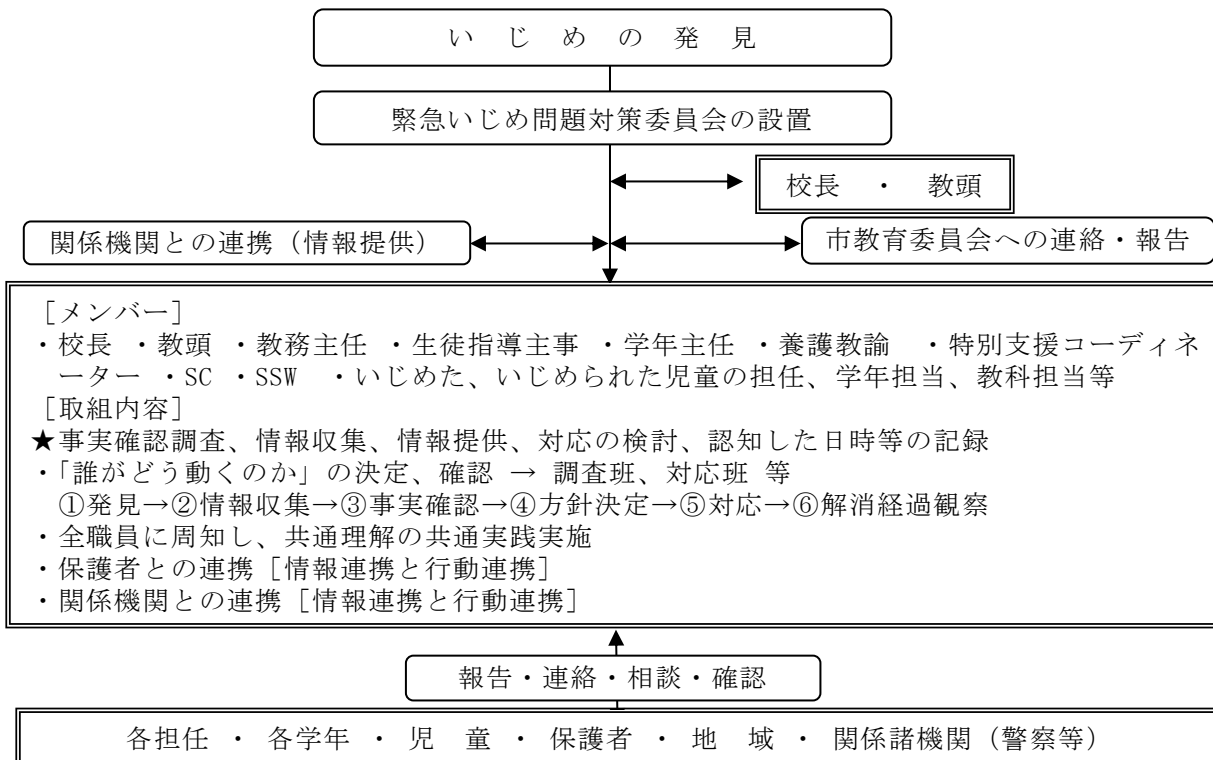
(3) いじめを認知した場合の適切な対応 [早期対応]

いじめを認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織 [いじめ発生時]

\* 第 22 条に対応：いじめ発生時に組織



いじめへの対応

ア 緊急いじめ問題対策委員会の開催

- ・ 指導内容及び指導過程等の協議
- ・ 全職員への周知

イ 事実確認

- ・ いじめを受けた児童からの聞き取り
- ・ いじめを行った児童からの聞き取り

ウ 事実確認後の報告

- ・ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童からの聞き取り内容の確認
- ・ 保護者への報告内容及び指導内容についての協議
- ・ いじめを受けた児童の保護者への事実確認内容の報告及び今後の支援体制の提案
- ・ いじめを行った児童の保護者への事実確認内容の報告及び今後の指導内容の提案

エ 上記ウの支援体制及び指導内容に基づいた支援及び指導

オ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応

- ・ いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
- ・ 今後のいじめ防止に係る取組内容及び指導内容、指導体制の確認
- ・ 改めて「いじめは絶対に許せないこと」を全児童及び全職員に周知

カ 市教育委員会への報告

- ・ 上記ア～オについて適時に報告

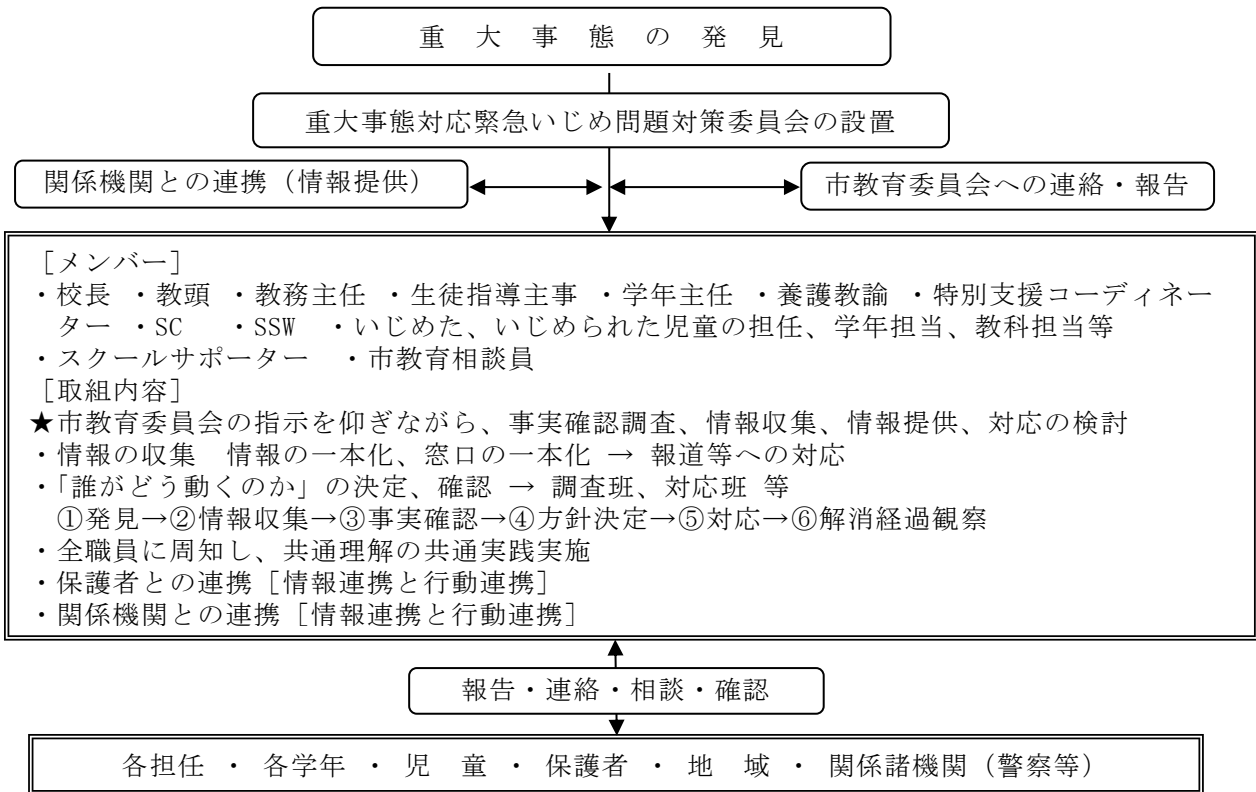
③ 重大事態と判断されるいじめへの対応 [第 28 条にもとづいて]

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

\* 第 28 条②に対応：重大事態発生時に組織



- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。
- オ いじめを行った児童・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じて他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から、出席停止や犯罪行為にあたる場合は所轄警察署等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

## 4 その他の重要事項

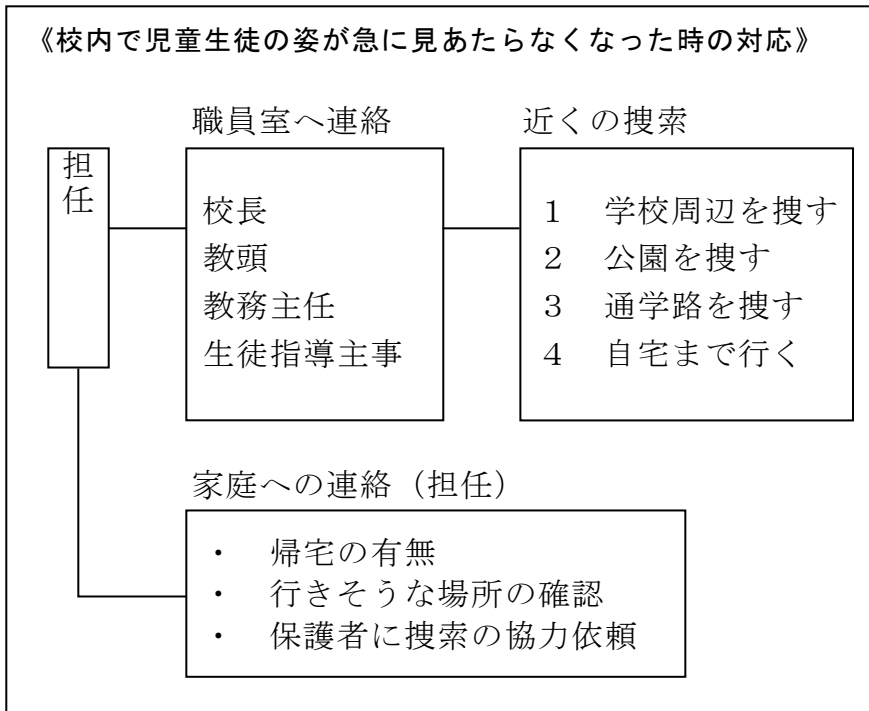
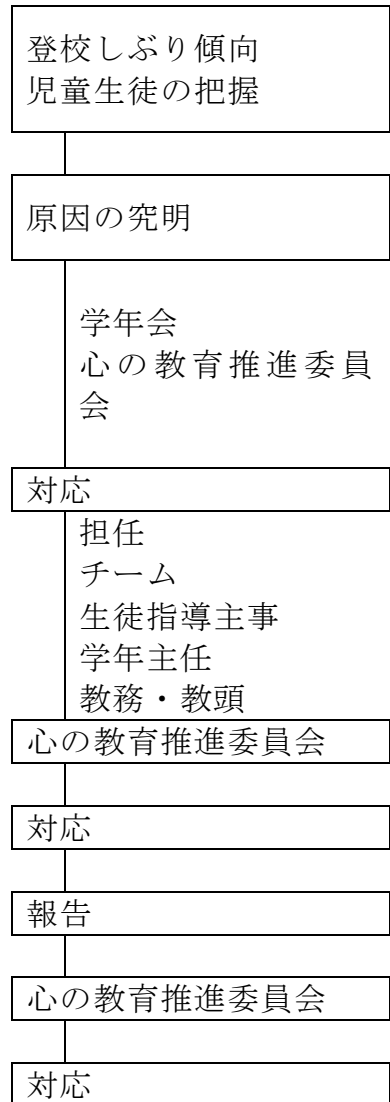
### (1) 取組の振り返りについて〔学校評価における留意事項〕

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の6点を学校評価（保護者・児童・教職員）等に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ① いじめの未然防止について
  - ア 児童の自己指導能力を高めることができた。
  - イ 児童の自己有用感を高めることができた。
  - ウ 児童の規範意識を高めることができた。
  - エ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
  - オ 情報モラル教育を推進できた。
- ② いじめの早期発見について
  - ア いじめの早期発見に努めることができた。
  - イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
  - ウ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。
- ③ いじめの早期解消について
  - ア いじめを受けた児童の心のケアができた。
  - イ 適切にいじめの事実を確認できた。
  - ウ いじめを行った児童に対していじめをやめさせることができた。
  - エ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。
- ④ 関係機関との連携について
  - ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
  - イ 地域の協力を得ていじめの対応ができた。
  - ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
  - エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。
- ⑤ いじめに関する研修について
  - ア 実践的研修を行うことができた。
  - イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
  - ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。
- ⑥ いじめ問題に関するPDCAサイクルの確立について
  - ア 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか、学校いじめ対策組織を中心に点検できた。
  - イ 学校いじめ防止基本方針の見直しができた。

## 不登校児童への対応

- 1 休みがちな児童、保健室、校長室によく来る児童を把握する。  
(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事)
- 2 児童が休む要因、保健室来室の原因の究明にあたる。  
(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事)
- 3 状況について報告し、今後の対応について、共通理解を図る。  
(学年会、心の教育推進委員会)
- 4 対応策に基づいて指導にあたる。
- 5 指導の経過について随時報告し、指導を継続する。  
(報告→校長)
- 6 定期的に心の教育推進委員会等で解決策を検討する。
- 7 指導を継続して見守る。



## いじめ問題への対応

1 日頃の行動の観察、アンケート、面談等から、いじめの兆候となりそうな状況を早期に把握する。

※ 言葉の脅し、冷やかし、仲間はずれ、無視、暴力、教室に一人でいる、みんなと遊ばない等、気になる行動を見逃さないようにする。

- (1) 保護者からの訴え、児童からの訴え、連絡
- (2) 教師の発見等

2 いじめ問題を発見したら、すぐに対応する。

(1) 事実関係を把握し報告する。緊急の場合は直ちに校長の指導で対応する。

(担任・学年主任→生徒指導主事→教務・教頭→校長)

(2) 共通理解し、今後の対応について考える。

- ・ 緊急いじめ問題対策委員会で協議する。
- ・ 校長の指導を受ける。

3 被害児童、加害児童への指導をする。状況によっては、学級・学年・全校児童への指導を進める。

(担任・学年主任・生徒指導主事)

4 保護者への対応をする。

(担任・学年主任・生徒指導主事・教頭・校長)

(1) 被害児童の保護者

→ 実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

(2) 加害児童の保護者

→ 実情を説明し今後の対応について理解と協力を依頼する。

5 状況によっては、PTAにも説明し協力を依頼する。

また、関係機関（市教育センター、こども家庭センター等）との連携を図る。

6 指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

(担任－緊急いじめ問題対策委員会－教頭・校長)

・ 長引くこともある。継続観察しながら指導を進める。

7 事態が改善されない場合には、再度対応策について検討し、対応する。

